

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案  
令和3年（2021年）11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中「、任命権者（教育職員の場合にあつては、教育委員会の教育長とする。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前で」を削り、「に署名して」を「を任命権者（教育職員の場合にあつては、教育長。以下同じ。）に提出して」に改める。
- (2) 様式1から様式3までの規定中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正により、国家公務員のサービスの宣誓の方法が改められたこと等を踏まえ、本市職員のサービスの宣誓について、任命権者等の面前での宣誓書への署名及び押印の義務を廃止するため、本案を提出する。